

給実甲第1373号

令和8年2月27日

人事院事務総長

給実甲第254号の一部改正について（通知）

給実甲第254号（初任給基準又は俸給表の適用を異にして異動した場合の職務の級及び号俸の決定等について）の一部を下記のとおり改正したので、令和8年4月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
初任給基準又は俸給表 の適用を異にして異動 した場合の <u>号俸</u> の <u>決定</u> について	初任給基準又は俸給表 の適用を異にして異動 した場合の <u>職務の級及</u> <u>び号俸の決定等</u> につい

(削る)

て

第1 俸給表の適用を異にして異動

した場合の職務の級の決定につい

て

人事院規則9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）（以下「規則」という。）別表第6の在級期間表（以下「在級期間表」という。）において要件を別に定めることとされている職務の級に、かつて属していた職員が俸給表の適用を異にする異動（以下「俸給表の異動」という。）をした後、再び俸給表の異動をし、従前と同一の俸給表の適用を受けることとなった場合には、在級期間表に定める要件に従ったものとして、規則第27条第1項又は第3項の規定によりその者の職務の級を従前属していた職務の級に決定することができる。一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第136号。以下「平成16年改正法」という。）第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する

法律（昭和25年法律第95号）
の教育職俸給表(一)の5級にかつて
属していた職員が平成16年改正
法の施行の日の前日以前において
俸給表の異動をした後、平成16
年改正法の施行の日以降再び俸給
表の異動をし、同条の規定による
改正後の一般職の職員の給与に関
する法律の教育職俸給表(一)の適用
を受けることとなった場合におい
て、その者の職務の級を4級に決
定するとき、人事院規則9—8—
57（人事院規則9—8（初任
給、昇格、昇給等の基準）の一部
を改正する人事院規則）による改
正前の規則（以下「平成18年改
正前の規則」という。）別表第2
の級別資格基準表において「別に
定める」こととされている職務の
級にかつて属していた職員が平成
18年3月31日以前において俸
給表の異動をした後、同年4月1
日以降再び俸給表の異動をし、従
前と同一の俸給表の適用を受ける
こととなった場合において、その
者の職務の級を従前属していた職

務の級に対応する一般職の職員の
給与に関する法律等の一部を改正
する法律（平成17年法律第11
3号）附則別表第1の新級欄に掲
げる職務の級（同欄に2の職務の
級が掲げられている場合にあつて
は、その上段の職務の級）に決定
するとき及び人事院規則9—8—
69（人事院規則9—8（初任
給、昇格、昇給等の基準）の一部
を改正する人事院規則）による改
正前の規則別表第2の級別資格基
準表において「別に定める」こと
とされている職務の級にかつて属
していた職員が平成21年6月3
0日以前において俸給表の異動を
した後、同年7月1日以降再び俸
給表の異動をし、従前と同一の俸
給表の適用を受けることとなった
場合において、その者の職務の級
を従前属していた職務の級に決定
するときも、同様とする。

第1 規則第26条第1項第2号の
「人事院の定める者」について

人事院規則9—8（初任給、昇

第1の2 規則第26条第1項第2
号の「人事院の定める者」につい
て

規則第26条第1項第2号の

格、昇給等の基準) (以下「規則」という。) 第26条第1項第2号の「人事院の定める者」は、次の各号のいずれかに該当する職員とする。

一 福祉職俸給表の適用を受ける職員

二 その初任給の決定について規則第16条の規定の適用を受けた職員

三 その初任給の決定について人事院規則9—8—97(人事院規則9—8(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)による改正前の規則(以下「令和8年改正前の規則」という。)第17条又は第18条の規定の適用を受けた職員

第2 (略)

第3 初任給基準を異にして異動した場合の号俸の決定の基準について
初任給基準を異にする異動(以下「初任給基準の異動」という。)をした職員の規則第26条

「人事院の定める者」は、福祉職俸給表の適用を受ける職員とする。

(新設)

(新設)

(新設)

第2 (略)

第3 初任給基準を異にして異動した場合の号俸の決定の基準について
初任給基準を異にする異動(以下「初任給基準の異動」という。)をした職員の規則第26条

第1項第2号の規定による号俸の決定について次のような基準を定めた場合は、同号の規定に基づく人事院の承認があったものとして取り扱うことができる。

- 1 その初任給の決定について規則第12条第2項若しくは第16条又は令和8年改正前の規則第17条若しくは第18条の規定の適用を受けた職員

その初任給の決定について規則第12条第2項若しくは第16条又は令和8年改正前の規則第17条若しくは第18条の規定の適用を受けた職員（福祉職俸給表の適用を受ける職員を除く。）が初任給基準の異動をした場合（規則第26条第1項第3号に該当する場合を除く。）にはあらかじめ事務総長の承認を得てその職員の異動の日に受けることとなる号俸を決定する。

ただし、規則第12条第2項若しくは第16条又は令和8年改正前の規則第17条若しくは

第1項第2号の規定による号俸の決定について次のような基準を定めた場合は、同号の規定に基づく人事院の承認があったものとして取り扱うことができる。

- 1 規則第17条又は第18条の規定の適用を受けた職員

規則第17条又は第18条の規定の適用を受けてその初任給を決定された職員（福祉職俸給表の適用を受ける職員を除く。）が初任給基準の異動をした場合（規則第26条第1項第3号に該当する場合を除く。）にはあらかじめ事務総長の承認を得てその者の異動の日に受けることとなる号俸を決定する。

ただし、規則第17条又は第18条の規定の適用がないものとして規則第26条第1項第1号の規定の例により再計算した場合にその異動の日に受けることとなる号俸を限度として、そ

第18条の規定の適用がないものとして規則第26条第1項第1号の規定の例により再計算した場合にその異動の日に受けることとなる号俸を限度として、その職員の異動の日に受けることとなる号俸を決定するとき及び規則第12条第2項若しくは第16条又は令和8年改正前の規則第17条若しくは第18条の規定に基づく号俸の決定について人事院の定める基準、人事院の承認を得て定める基準又は人事院の承認があったものとして取り扱うことができることとされている場合の当該取扱いに係る基準に従って得られる初任給の号俸（平成18年3月31日から引き続き在職する職員にあっては、人事院規則9—8—57（人事院規則9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則）による改正前の規則第17条若しくは第18条又は第30条の規定に基づく俸給月額

の者の異動の日に受けることとなる号俸を決定するとき及び規則第17条又は第18条の規定に基づく号俸の決定について人事院の定める基準、人事院の承認を得て定める基準又は人事院の承認があったものとして取り扱うことができることとされている場合の当該取扱いに係る基準に従って得られる初任給の号俸（平成18年3月31日から引き続き在職する職員にあっては、平成18年改正前の規則第17条若しくは第18条又は第30条の規定に基づく俸給月額の決定又は昇給期間の短縮について人事院の定める基準、人事院の承認を得て定める基準又は人事院の承認があったものとして取り扱うことができることとされている場合の当該取扱いに係る基準に従って得られる初任給の号俸又は俸給月額及び当該号俸又は俸給月額に係る次期昇給予定の時期）を基礎として規則第26条第1項第1号の規定

給期間の短縮について人事院の定める基準、人事院の承認を得て定める基準又は人事院の承認があったものとして取り扱うことができることとされている場合の当該取扱いに係る基準に従って得られる初任給の号俸又は俸給月額及び当該号俸又は俸給月額に係る次期昇給予定の時期)を基礎として規則第26条第1項第1号の規定の例により再計算を行い、その職員の異動の日に受けることとなる号俸を決定するときは、これによることができる。

2 (略)

第4 規則第28条の「人事院の定める者」について

規則第28条後段の規定により読み替えられた規則第26条第1項第2号の「人事院の定める者」は、次の各号のいずれかに該当する職員とする。

一 専門行政職俸給表又は福祉職俸給表の適用を受けることと

の例により再計算を行い、その者の異動の日に受けることとなる号俸を決定するときは、これによることができる。

2 (略)

第4 規則第28条の「人事院の定める者」について

規則第28条後段の規定により読み替えられた規則第26条第1項第2号の「人事院の定める者」は、専門行政職俸給表又は福祉職俸給表の適用を受けることとなつた職員とする。

(新設)

なった職員

二 その初任給の決定について規則第 16 条の規定の適用を受けた職員

(新設)

三 その初任給の決定について令和 8 年改正前の規則第 17 条又は第 18 条の規定の適用を受けた職員

(新設)

第 5 俸給表の異動をした場合の号俸の決定の基準について

第 5 俸給表の異動をした場合の号俸の決定の基準について

俸給表の適用を異にする異動
(以下「俸給表の異動」という。)をした職員の規則第 28 条において準用する規則第 26 条第 1 項第 2 号の規定による号俸の決定について次のような基準を定めた場合は、同号の規定に基づく人事院の承認があったものとして取り扱うことができる。

俸給表の異動をした職員の規則
第 28 条において準用する規則第 26 条第 1 項第 2 号の規定による号俸の決定について次のような基準を定めた場合は、同号の規定に基づく人事院の承認があったものとして取り扱うことができる。

1 その初任給の決定について規則第 12 条第 2 項若しくは第 16 条又は令和 8 年改正前の規則第 17 条若しくは第 18 条の規定の適用を受けた職員

1 規則第 17 条又は第 18 条の規定の適用を受けた職員

その初任給の決定について規則第 12 条第 2 項若しくは第 1

規則第 17 条又は第 18 条の規定の適用を受けてその初任給

6条又は令和8年改正前の規則
第17条若しくは第18条の規定の適用を受けた職員（専門行政職俸給表又は福祉職俸給表の適用を受けることとなった職員を除く。）が俸給表の異動をした場合の当該異動の日に受けることとなる号俸の決定については、第3の第1項の規定を準用する。

2 （略）

（削る）

を決定された職員（専門行政職俸給表又は福祉職俸給表の適用を受けることとなった職員を除く。）が俸給表の異動をした場合の当該異動の日に受けることとなる号俸の決定については、第3の第1項の規定を準用する。

2 （略）

第6 昇格に係る特例

1 規則第26条（第28条において準用する場合を含む。）の規定により号俸を決定された者（規則第11条第3項の規定により職務の級を決定された者を除く。）の当該号俸決定の日後の最初の昇格について、昇格させようとする日に新たに職員となったものとした場合のその者の経験年数がその者を昇格させようとする職務の級をその者の属する職務の級とみなした場合の給実甲第326号（人事院規則9—8（初任給、昇格、昇給

等の基準)の運用について)第15条関係第5項に規定する最短昇格期間(ただし、規則第20条第4項後段の規定に該当するときは、当該最短昇格期間に100分の50以上100分の100未満の割合を乗じて得た期間とすることができる。)以上であり、かつ、その者が昇格前の職務の級に在級している期間が6月(規則第28条の規定による場合にあつては、当該職務の級に在級している期間と同条の規定を適用して号俸を決定する際の計算の過程において当該職務の級に決定されるとみなされた日以後の期間(従前当該職務の級に在級していた期間を含む。))とを合算した期間が1年)以上あるときは、規則第20条第7項ただし書の規定によりその者を昇格させることができる。

2 規則第28条の規定により号俸を決定された者(規則第11条第3項の規定により職務の級

を決定された者に限る。)の当該号俸決定の日後の最初の昇格について、その者が昇格前の職務の級に在級している期間と規則第28条の規定を適用して号俸を決定する際の計算の過程において当該職務の級に決定されるとみなされた日以後の期間(従前当該職務の級に在級していた期間を含む。)とを合算した期間が在級期間表に定める在級期間(ただし、規則第20条第4項後段の規定に該当するときは、当該在級期間に100分の50以上100分の100未満の割合を乗じて得た期間とすることができる。)以上あるときは、規則第20条第7項ただし書の規定によりその者を昇格させることができる。

第6・第7 (略)

第7・第8 (略)

以 上